

本市におけるいわゆる「ごみ屋敷」対策について

ごみのため込み等により、近隣を含む生活環境に悪影響を与えるいわゆる「ごみ屋敷」の問題の解決に向け、本市では議会での議決を得て、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」（以下「条例」という。）を平成26年11月に施行しました。

取組にあたっては、生活上の課題を抱えられた方にしっかり寄り添い、支援を基本として進めていくため、保健福祉局が中心となり、京都ならではの地域力を活かして、条例に掲げる「要支援者が抱える生活上の諸課題の解決」、「市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保」、「市民が相互に支え合う地域社会の構築」の3つの目的を果たせていけるよう、全庁一丸となって取組を進めております。

こうした中、通路上に物を堆積させる等により、不良な生活環境を生じさせ、近隣住民の生命を脅かしかねない状態となっていた右京区の案件に対し、有識者の意見も踏まえ、11月13日（金）に行政代執行を行いました。

つきましては、これまでの取組状況等について、ご報告させていただきます。

今後も、条例の基本方針に則り支援を基本とした不良な生活環境の解消を図りつつ、地域住民の安心・安全を確保していただくため、必要な対応を行ってまいります。

1 推進体制について（別紙1参照）

(1) 全庁横断的な体制の構築

オール市役所でごみ屋敷対策の検討を進めていくための「ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム」の設置（平成25年11月）をはじめ、関係部局の連携を緊密に行うための関係部局職員の保健福祉局への兼職（平成26年9月）等、全庁一丸となって取組を推進するための体制を構築した。

(2) 区役所・支所対策事務局の設置

地域住民の身近な行政機関である区役所・支所を中心にごみ屋敷対策に取り組んでいくため、区長・担当区長の下に、地域力推進室、福祉事務所、保健センター、消防署、土木事務所、まち美化事務所等の関係機関で対策事務局を設置（平成27年1月まで）し、しっかりと連携しながら取組を進める体制を構築した。

(3) マンパワーの充実

ア 事務職

保健福祉局に担当部長を筆頭とし、専任の担当課長1名、担当係長1名を配置（平成26年9月）した。

イ 保健師

「人」が抱える生活上の課題に対応できる専門性の確保及び保健福祉局と各区役所・支所との連携の強化を図るため、保健師の係長5名を各区役所・支所に配置（平成27年4月）した。

ウ 地域あんしん支援員

福祉的な支援が必要にもかかわらず、支援につながっていない方等の困難を抱えた方々に対して継続して寄り添い支援を行い、適切な支援に結び付ける福祉の専門職として地域あんしん支援員6名（平成26年7月3名、平成27年6月3名）を配置した。

(4) 福祉関係機関や地域等との連携

地域包括支援センター等の福祉関係機関、自治会や民生児童委員をはじめとした地域の方々から清掃や見守り・声掛け等の協力を得て、連携しながら取組を進めた。

2 取組状況について（別紙2参照）

*平成28年1月末現在

(1) 相談・通報等による把握

市民からの相談・通報、福祉事務所や保健センター、消防署職員の訪問活動等により把握した206世帯（条例施行1年目199世帯＋2年目7世帯）全てについて、訪問調査を実施した。

(2) 調査・状況把握

通報等のあった206世帯の内、約85%に当たる174世帯は調査が完了した。

残る32世帯はさらに状況把握が必要な世帯となるが、調査そのものを拒否されている、コミュニケーションが取りづらく調査が進展しない、屋外からの調査は行えたものの屋内の調査ができないこともあり、現在も、きめ細かく訪問し接触を試みる等の対応を行っている。

(3) 判定

調査を完了した174世帯の内、衛生上、防災上、防犯上の観点から支障のある134世帯は「不良な生活環境にある」と判定した。

残る40世帯は、樹木の生い茂り等、不良な生活環境とまでは言えない状況であった。

(4) 対応

「不良な生活環境にある」と判定した134世帯のうち、50世帯については、要支援者への寄り添い支援を図りながら、信頼関係の構築に取り組んでいる。

清掃の実施などの具体的な支援に繋がった84世帯のうち、46世帯については、本市からの働きかけ等により、自主的な清掃が行われ、残る38世帯については本市の協力の下、延べ152回の清掃を実施した。取組中の18世帯を除いた66世帯については、不良な生活環境が解消した。

清掃だけにとどまらず、福祉サービスの利用や要支援者の社会的孤立の解消等を図るための地域住民による声かけや見守り等も行っている。

3 行政代執行について

(1) 概況（別紙3参照）

ア 通路幅約130cmの私道に高さ約200cm、奥行約440cm、幅約90cmにわたって物を堆積させており、車いすを利用している近隣住民が、車いすから降りて、介助者の補助を受けなければ通行できない等、日常の通行の支障となっていることだけでなく、万が一の時には避難の支障となり、生命も脅かしかねない状態となっていた。

イ 老朽化したベランダに物を堆積させており、崩落した場合、近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっていた。

(2) 行政代執行までの対応

条例施行以降126回訪問し、61回接触を行い、自主的な解決を目指した。

接触の際は、清掃・防火の指導に加え、清掃への協力や健康相談（血圧・脈拍測定、熱中症予防の啓発等）、各種福祉制度の情報提供を行う等により、人間関係の構築を図り、支援を基本として取組を進めてきた。人間関係の構築は図れているものの、物の片付けについては拒否的な態度を示し、物の片付けはなかなか進まなかった。

（参考）経過

実施年月日	内容	対象者の対応
平成27年 7月 1日	文書による指導（7月14日期限）	履行なし
平成27年 7月 21日	勧告（8月3日期限）	履行なし
平成27年 8月 7日	弁明の機会の付与の通知（8月20日期限）	提出なし
平成27年 9月 14日	有識者の意見聴取	
平成27年10月 9日	命令（10月22日期限）	履行なし
平成27年10月 26日	戒告（11月8日期限）	履行なし
平成27年11月 9日	有識者の意見聴取	
平成27年11月 12日	代執行令	
平成27年11月 13日	行政代執行	

(3) 行政代執行の実施（別紙4参照）

平成27年11月13日に、新聞や雑誌等7.5立方メートル分（45Lのごみ袋で約167袋相当）の堆積物を本市職員が直接、撤去した。

(4) 行政代執行に対する反応

ア 対象者

本市職員の丁寧な対応に対し、本市職員に「きれいになった」、「疲れたやろ」、「ご苦労さん」と労いの言葉をかけ、撤去作業後半にはベランダ上の物の撤去に協力する等、協力的な姿勢を見せた。

イ 市民等

長年の地域課題が解決でき、地域住民から感謝の言葉があった。

テレビ報道を見た市民や他都市の方から、「素晴らしい成果だ。」「職員の皆さんが本人の人権を尊重し、プライバシーに配慮し、本人の財産として丁寧に運び出されているのを見て大変感動した。」といった評価の声があった。

(5) 行政代執行後の状況等

ア 代執行以降、元の場所に物を堆積させることはなく、撤去後の状況が保たれている。

イ 撤去した物は、市有地で一時保管を行い、本人の意思も踏まえながら、ごみとして処分する物とそうでない物の分別を行った。対象者に対しては、引き続き寄り添った支援を行いつつ、一部返還する物の保管場所や生活再建に必要な居住スペースの確保に向けた家屋内の物を片づけについて粘り強く取り組んでいる。

4 今後の取組

京都ならではの地域力を活かし関係機関や地域等による横断的なネットワークの構築の推進や地域あんしん支援員の増員等といった支援体制の充実を図りながら、条例の基本方針に則り支援を基本とした不良な生活環境の解消を図りつつ、地域住民の安心・安全を確保してくため、有識者のご意見を伺いながら、必要な対応を行っている。